

## 第5章 まとめ

本研究では、各種統計資料等に基づき、特殊詐欺事犯をめぐる情勢について概観し、特殊詐欺撲滅のための官民を挙げた取組や再犯防止に向けた取組を横断的に紹介するとともに、判決書や刑事確定記録等に基づいた詐欺事犯者調査の結果を再分析し、詐欺・窃盗による初入受刑者を対象として質問紙調査を実施した詐欺・窃盗初入受刑者調査の結果について、特殊詐欺群とその他詐欺群及び窃盗群を比較・分析するなどし、特殊詐欺事犯者の特徴等を明らかにするなどしてきた。本研究は、特殊詐欺の撲滅に向けた対策の立案等のための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、最後に、本章において、本研究から得られた知見を整理し、若干の考察及び提言を行う。

### 1 本研究により明らかとなった特殊詐欺事犯者の特徴等に関する考察

#### (1) 特殊詐欺の組織性について

オレオレ詐欺を中心とする特殊詐欺は、「主犯・指示役」を中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」や自宅等に現金等を受け取りに行く「受け子」、被害者からだまし取った金銭をATMから引き出す「出し子」、犯行に使用される銀行口座や携帯電話の調達等をする「犯行準備役」のほか受け子等の「見張り役」、受け子等の勧誘を行う「リクルーター」等からなる犯行グループによって組織的に敢行される犯罪である。

本研究では、特殊詐欺事犯者の共犯率及び共犯者の人数を分析することにより、特殊詐欺は、その他詐欺と比べて共犯者率に有意な差があり、多人数による共犯事件の構成比が高い傾向が認められた。これは、特殊詐欺が、綿密な役割分担の下、組織的に敢行されている事実を裏付けるものと言える。また、本研究では、特殊詐欺は、その他詐欺と比べ、氏名不詳の共犯者がいる場合の構成比が有意に高いことが確認されており、検挙される可能性が高い受け子や出し子には、組織の上層部の人定につながる情報を与えないようにするなど、組織の芋づる式検挙を避けるための隠蔽工作が図られている状況が窺われた。

さらに、令和3年の刑法犯・特別法犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が5.0%である一方、同年の特殊詐欺の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は13.6%であり、このうち主犯の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が39.5%であることから（警察庁刑事局の資料による。）、特殊詐欺組織の中核には、暴力団構成員等の反社会的勢力に属する者が多く、

特殊詐欺がこれら反社会的勢力の資金源となっている実態が窺われるところ、本研究では、検挙時の暴力団加入状況について、役割の類型によって有意な差が認められており、「主犯・指示役」は現役構成員の構成比が、「犯行準備役」は準構成員・周辺者の構成比がそれぞれ高く、「受け子・出し子」は非加入の者の構成比が高い傾向が認められた。これらの結果は、暴力団構成員等の反社会的勢力に属する者の多くは、特殊詐欺の犯行を敢行するに当たって表に出ず、特殊詐欺組織の中核において、受け子や出し子よりも検挙の危険性が低い指示役や犯行準備役等の立場で犯行に加担していることを示すものである。

## (2) 特殊詐欺の犯行手口の巧妙性及び悪質性について

特殊詐欺は、平成17年及び18年を除いて特殊詐欺全体の認知件数に占める割合が最も高いオレオレ詐欺を中心とするものであるが、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等の様々な類型が確認されており、オレオレ詐欺を除いた各手口が全体に占める割合は時期によって大幅な変動が認められている。具体例を挙げると、17年にオレオレ詐欺を抜いて最も高い割合（46.0%）を占めた融資保証金詐欺は、22年以降、低下傾向となり、令和3年には1.1%にまで低下しており、他方、平成30年から集計されているキャッシュカード詐欺盗の割合は、令和元年及び2年にはオレオレ詐欺に次いで高く、3年もオレオレ詐欺、還付金詐欺に次いで高い割合を占めるに至っている。これらは、特殊詐欺組織が、世間に知られるなどして成功率が下がってきた手口について見切りをつける一方、詐欺の成功率を高めるために、新たな騙しの手口を次々に作出してこれらをマニュアル化するなどし、被害を拡大させていることの現れと考えられる。また、特殊詐欺では、同一の被害者が複数回にわたって騙され、高額な被害が生じるような事例もあるところ、本研究でも、特殊詐欺は、その他詐欺に比べ、被害額なし及び被害額100万円未満の構成比が低い一方、100万円以上の高額被害が生じた事案の構成比が高い傾向が認められており、特殊詐欺が重大な被害結果を発生させるものであることが裏付けられた。

### (3) 特殊詐欺事犯者の役割別の傾向

特殊詐欺は、綿密な役割分担の下、多数の共犯者によって組織的に敢行されるものであるが、本研究では、特殊詐欺事犯者の役割ごとに一定の傾向があることが確認された。

すなわち、詐欺事犯者調査における特殊詐欺事犯者調査の対象者を役割類型別に見ると、「受け子・出し子」が46.4%を占めており、被害金を直接受け取らない者については、「犯行準備役」が15.8%、「主犯・指示役」が9.7%、「架け子」が28.1%となっており、直接、被害者と接する機会がある受け子や、CCDカメラや防犯カメラが設置されているATM等から現金を引き出す出し子の構成比が最も高かった。また、詐欺・窃盗初入受刑者調査においても、共犯者がいたと回答した者86人について、特殊詐欺における自身の役割を見たところ、受け子が7割以上を占めていたほか、特殊詐欺事犯者は、裁判において「一部のみ認めた」と回答する者の構成比が高いという結果が認められた。特殊詐欺事犯者の検挙に際しては、挙動不審者に対する職務質問が端緒となるほか、いわゆる「だまされた振り作戦」が行われる場合が数多くあるところ、これらによって検挙されるのは「受け子・出し子」の立場にある者が多いことから、これらの立場にある者は、逮捕・起訴の可能性が他の役割類型と比べて高いものと考えられる。さらに、特殊詐欺事犯者調査の結果、「受け子・出し子」は、「主犯・指示役」及び「架け子」に比べ、判決時に認定された事件数が有意に少なく、報酬として金銭を受け取った者の構成比も、「架け子」と比べて低い傾向があり、受け取った報酬額も、「主犯・指示役」及び「架け子」より有意に低かった。認定された事件数については、証拠関係の違いもある上、報酬額も被疑者・被告人の供述によるところが大きいことから、一定の留意が必要であるが、判決時に認定された事件数が少ないということは、追起訴等によって併合された事件数自体が少ないということであるので、上記のような傾向からすれば、「受け子・出し子」については、犯行グループに加わったものの、所期の目的を遂げられず、報酬を得られないまま早期に逮捕・検挙されるケースが多い可能性も考えられる。

他方、上記傾向を逆に捉えると、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて逮捕されるリスクが低く、同種犯行を累行し続け、相当の報酬を得ていることが示唆される。確かに、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べ、被害者と直接接する機会がなく、組織の中核に近い立場にあることから、上記傾向があることは当然とも言えるが、注目すべきは、「主犯・指示役」及び「架け子」は、「受け子・出し子」と比べて、判決時に認定された事件数が有意に多いこと、つまり、追起訴等によって併合された事件数自体が多いということである。「主犯・指示役」や「架け子」が検挙される場合は、捜査機関によ

る突き上げ捜査が奏功したり、「架け子」の犯行拠点が判明し、拠点の一斉検挙が行われたりしたことが想定され、これら一斉検挙の際は、特殊詐欺組織の側も徹底的な罪証隠滅を図ることが通常であるが、「主犯・指示役」及び「架け子」について追起訴等によって併合される事件が多いということは、捜査機関側は、組織側の罪証隠滅工作があっても、徹底した捜査活動を行い、複数の余罪を立件・起訴していることの現れとも言える。また、特殊詐欺事犯者調査における役割類型別の科刑状況構成比を見ると、「主犯・指示役」及び「架け子」は、8割以上が全部実刑であり、「受け子・出し子」の5割強と比較しても、全部実刑の構成比が格段に高い。刑期を見ても、5年を超え10年以下の者及び4年を超え5年以下の者の構成比は、「主犯・指示役」（それぞれ21.1%）、「架け子」（16.4%、7.3%）の順に高いという結果が得られており、かかる結果は、「主犯・指示役」及び「架け子」が検挙された場合は、多くの事件が立件・起訴されることも一因となり、重刑が科される傾向にあることを物語っている。

## 2 特殊詐欺撲滅に向けた提言

### (1) これまでの取組を継続することに重要性について

上記考察を踏まえ、特殊詐欺撲滅に向けた提言を行うが、前提として重要なことは、これまでの特殊詐欺撲滅に向けた各種対策については、本研究の結果からしても高い有効性が認められるべきものであり、今後もこれらを強力に推し進めていくべきということである。

すなわち、これまでも「オレオレ詐欺等対策プラン」の下、全府省庁において、公的機関、各種団体、民間事業者等の幅広い協力を得ながら、特殊詐欺被害防止のための広報啓発イベントの実施、SNSやウェブサイト等による情報発信等を通じて、特殊詐欺被害の実態、被害防止対策等を幅広い世代に対して分かりやすく伝えるための広報啓発活動が展開されているところ、かつて多くの被害が確認されていた融資保証金詐欺や金融商品詐欺は、近時、大きく件数を減らしており、これらは積極的な広報啓発活動が少なからず影響を与えているものと思われる。前記1(2)のとおり、近年はキャッシュカード詐欺盗が増加するなど、特殊詐欺組織が新たな手口を作出しているが、今後も、新たな犯行手口が見いだされた場合には、速やかにこれを広報していくことにより、特殊詐欺の成功率を下げることが重要である。

また、これまでも、特殊詐欺被害を防ぐため、金融機関やコンビニエンスストア等の様々な事業者の協力の下、特殊詐欺被害の可能性のある事案に対し、積極的な声掛け等が実施されている。特殊詐欺事犯者調査の結果では、特殊詐欺未遂事件について、最初に詐欺に気付いた者別の構成比は、「被害者自身」が過半数を占めるものの、最初に詐欺に気づいた者が「金融機関職員」であった事例も1割強認められており、金融機関職員等による被害者に対する積極的な声掛けが、特殊詐欺被害を防いでいる事案が数多くあることを裏付けるものと言える。

さらに、検挙した特殊詐欺事犯者について、再犯を防止するため、特殊詐欺組織に戻らせないようにすることも重要である。特殊詐欺は、組織的に敢行され、被害金額も高額に上るなど悪質性の高い事案である一方、全対象者調査の結果によれば、特殊詐欺事犯者は、その他詐欺と比べて前科なしの構成比が高い傾向が見られるなど、元々、根深い犯罪性向を有している者が多いという訳ではない。詐欺事犯者調査における再犯に関する調査の結果でも、特殊詐欺事犯者がその他詐欺と比べて再犯に及ぶ傾向が高いことを示唆する傾向は見当たらなかった。詐欺・窃盗初入受刑者調査の結果でも、特殊詐欺群は、その他詐欺群や窃盗群と比べ、更生への妨げとなるような性格特性は認められなかったが、その他詐欺群よりも勤勉性が低いという特徴が見受けられた。加えて、特殊詐欺群は、特にメンテナンス期（自らの行動の変化を維持させるための取組を続けるための動機付け）の因子について、窃盗群よりも低い傾向が認められ

た。そのため、特殊詐欺事犯者の多くについては、適切な処遇プログラムを実施することなどにより、慎重さや責任感をかん養させ、自らの課題に継続的に取り組ませることによって、再犯可能性を低減させていくことが重要であり、かつ、そのことは十分に可能であると思われる。

特殊詐欺は、詐欺事犯者調査における全対象者調査の結果から、その他詐欺に比べ、「友人等からの勧誘」によって組織に加わるものが多い傾向があり、詐欺・窃盗初入受刑者調査の結果でも、特殊詐欺群は、「知り合いから誘われた。」の該当率が高かった。加えて、前記のとおり、組織の中核にいる者は暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いことなどから、再犯を防止するためには、不良な交友関係を断つとともに、組織からの離脱を促していくことが必要となる。現在、矯正・保護の現場では、特殊詐欺事犯受刑者を対象とした再犯防止指導が行われ、特殊詐欺グループへの関与が認められる者を「特殊詐欺類型」の保護観察対象者に認定し、最新の知見に基づく類型別処遇を行うなどの施策が講じられていることから、これらの取組を継続するとともに、暴力団等の反社会的勢力に所属する者に対して、組織からの離脱に向けた働き掛けを続けていくことが重要である。

## (2) 特殊詐欺組織への人材供給の根を断つことの重要性について

特殊詐欺の撲滅のためには、これまでの取組を推し進めていくことが重要であるが、それに加えて、特殊詐欺組織が新たな人員を確保することを防ぐなど、人材供給の根を断つための施策を講じることも重要である。

これまでも、学校教育の場等で、SNS上で高額報酬をうたったアルバイト募集等に関する危険性を広報するなどの活動が行われているが、未だに特殊詐欺事件の認知件数が高止まりにあるのは、特殊詐欺組織側が、逮捕の危険性が高い受け子・出し子等には組織の中核に繋がる情報を与えず、受け子・出し子等を検挙しても、特殊詐欺組織の壊滅に至らない事例が多くあり、特殊詐欺組織は、受け子・出し子等をいわば使い捨てにしつつ、新たにこれらの者を勧誘して犯行を続けていることが一因であると窺われる。

本研究の結果、犯行動機に関して、特殊詐欺は、「金ほしさ」の該当率が最も高く、その他詐欺と比べ、「金ほしさ」、「友人等からの勧誘」、「軽く考えていた」及び「だまされた・脅された」の各項目について、該当ありの人数が有意に多かったことが明らかとなっており、中でも、受け子・出し子は、「金ほしさ」の該当率が他の役割タイプの者よりも高い傾向が認められた。これらの結果を踏まえると、新たに受け子・出し子になるような者を減らすためには、前記1(3)のとおり、受け子・出し子は、報酬を得られないまま逮捕・検挙される危険性が高い上、

仮に、犯行に成功したとしても、詐取金の大半は組織の上層部のものとなり、自身の報酬は低額なものに過ぎない一方、逮捕された場合には、初犯であっても実刑になる可能性が高く、かかる犯行が割に合わないものであることを広く知らしめるべきであり、これらについて、学校教育の場はもとより、公共広告等の様々な媒体を通じて積極的な広報活動を行っていくべきである。特殊詐欺の犯行動機に関しては、「だまされた・脅された」の項目についても有意な差が認められているところ、SNS等や知人を通じた受け子等の勧誘に当たっては、「荷物を受け取るだけ。」「捕まるリスクはない。」「犯罪ではない。」などの甘言が用いられるほか、一度、組織に加わってしまった場合には、離脱しようとしても、組織側に渡した個人情報を盾に取られ、組織を抜ければ本人や家族に危害を加える旨脅迫されるなどのケースがあるため、様々な甘言等のパターンについても、併せて広報をしていく必要がある。

「架け子」も、友人からの勧誘など第三者を通じた働き掛けによって犯行に加わる者が多い傾向にあることから、新たな人員供給を断つためには、前記1（3）のとおり、「架け子」は、有罪判決を受けた場合には十中八九が実刑となり、刑期も「受け子・出し子」と比べて相当な重刑が科されることなど誘いに応じるリスクを広く知らしめるべきである。

最後に、前記1（1）のとおり、「主犯・指示役」については、暴力団等の反社会的勢力に属する者が多いところ、特殊詐欺事犯者調査の結果、「主犯・指示役」の犯行動機では、「所属組織の方針」の項目に有意な差が認められることから、積極的な突き上げ捜査によって、暴力団組織上層部の検挙を目指すとともに、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会等の関連団体とも協働し、組織上層部に対する使用者責任を追及して被害者の被害回復を図るなどし、刑事・民事の両面での責任追及を図る必要があろう。